

# 小特集 フランス暴動を分析する —自由・平等・博愛の陰に

ドビルパン首相は、2005年12月19日の政府研究会で、①よりいっそうの雇用創出②共和主義の実現に向けた軽犯罪の予防や不法移民対策の強化——を柱とする方針を示した。これは、2005年10月末から20日間近く続いたパリ郊外での暴動を「フランスにとっての大きな試練」とする認識を示したものの。この試練に対する様々な対応を通じて、若年者の高失業率、購買力低下、治安問題、教育問題等、現在のフランスが抱える大きな課題への挑戦を指摘した。



©共同通信社

民の同化策としてフランス政府がとってきた政策には、ライシテ (Laïcité) 非宗教政策、政教分離策) という概念が根底にある。例えば国や地方自治体は、宗教施設の建設などへの補助金の支出が禁じられているが、寄付金不足から必要なモスクの建設ができないフランスのイスラム教徒たちの中には、この定めに対する不満の声があがっていた。また、二〇〇四年の秋からは、イスラム教徒の女性が学校でスカーフを被ることを禁止したが、これに対しては、同化を超えて「フランスの価値観の押し付け」と感じられる政策への批判も強まっていた。

今回の暴動が激しかった地区は、犯罪の多発地区ともいわれる。その背景にあるのは、人種差別や失業、貧困、教育問題などフランスでいう「郊外問題」である。平等主義を謳うフランスでは、合法的な移民であればフランス人とまったく同等な権利を有するとされる。しかし実際は、就職の際に提出する履歴書で、その名前や写真から移民と推定される場合が多く、書類選考すら通過しないことも少なくないといわれる。また、ZUS (zones urbaines sensibles) 様々な社会問題を抱える地区) に居住しているというだけで就職は困難という現状もある。こうした移民系家庭出身者に対する差別はグランド・ゼコール③の修了者、あるいは修士号を取得した高学歴者ですら例外ではない。

現在、フランス各地に設定されるZUSには、四七〇万人が居住している(二月二五日付けラ・クロワツ誌)。さらに、ZUSを管轄する国の機関の報

**暴動—郊外の危機の背景**  
労働力として旧植民地出身の移民を積極的に受け入れていたフランス。就

労を目的とする移民の受入れは、一九七〇年代半ばに停止したものの、家族の呼び寄せは認めていたため、その後移民の数は増加し続けた①。そこ

での政策の柱は移民をフランス社会に同化させること②。アフリカ大陸出身者やイスラム教徒など異なる文化・風習・宗教を持つ移

告書によると、二〇〇四年のZUSにおける一五歳から五九歳人口の失業率は、平均で二〇・七％に達している。これは、フランス全体における平均の二倍以上の水準である。また、同地区で学ぶ児童・生徒の六四％が、経済的に恵まれない世帯に属しているとされる。

移民が居住する低所得者用集合住宅の多くは大都市郊外にある。そこでは、失業者があふれ、その結果、治安が更に悪化する——という悪循環が繰り返される。この悪循環こそが、現在のフランスが抱える「郊外問題」だ。こうした郊外問題への対応が不十分のまま、治安回復という名のもとで強化され続けた不法移民の取締りなどに対し、蓄積していた日頃の不満が一気に噴出したのが、今回の暴動の発端という意見が多い。

## 政府の対応

二〇〇五年一月七日、ドビルパン政権は、非常事態法の適用とともに、職業訓練開始年齢の引き下げ、移民審査の厳格化、雇用差別に対する罰則の強化など、矢継ぎ早に対応策を発表した。主な施策の概要は以下の通り。

### 一、職業訓練開始可能年齢の引き下げ

現在、職業訓練は、義務教育が終了する一六歳以上にしか認められていない。この年齢を一四歳以上に引き下げることにより、義務教育についていけない生徒に職業訓練を受けさせ、社会参入を促す方針を打ち出したもの。これは、今回の暴動に多くの少年が参加していたことを重視した措置である。

### 二、移民審査の厳格化

移民の規制強化策としては、家族呼び寄せやフランス国籍所有者との結婚による国籍取得の厳格化、留学生受け入れ審査の厳格化が予定されている。現行では、一年以上フランス国内に滞在した移民は家族（夫や妻、子供）を呼び寄せることができる。この期間を二年以上に延長する。また、事実上黙認されていたアフリカやアラブ系の一夫多妻家族の呼び寄せに関する審査も厳格化する方針。さらに、フランス国籍所有者と結婚した外国人は、二年以上フランス国内に居住すれば同国籍を申請できる現行制度を改正し、必要居住期間を四年間に延長することも打ち出した。これは、国籍取得目的の偽装結婚を減らすことを狙ったもの。留学生に関しても受け入れ審査の強化が盛り込まれた。

### 三、雇用差別対策

ドビルパン首相は、移民の若者を出身や名前などを理由として雇用差別した企業に、最高一五〇〇〇ユーロ（約三五〇万円）の罰金を科すことを発表した。長時間を必要とする司法手続きを経ずに制裁措置を実施することも可能となり、差別防止効果を狙っている。この制裁の権限は二〇〇五年六月に差別問題などを調査、審査するために設立した独立政府機関「差別対策・平等促進高等機関(Haute Autorite de Lutte contre les Discriminations et pour l'egalite)」に与えられる。企業に対する抜き打ち検査を強化し、出身や居住地区を理由に若者を採用しなかったことが判明した場合、企業に罰金を科すことを通じて、雇用機会均等の促進を

めざしている。また、同首相は、名前や住所を伏せた匿名履歴書による選考を実験的に実施してみることも表明した。

### 四、グラント・ゼコールへの入学優遇

移民や低所得者を対象にしたエリート校（グラント・ゼコール）への進学促進策も盛り込まれた。具体的には、移民や低所得者の多い「優先教育圏（ZEP）」出身のバカロレア（大学入学資格試験）合格者のうち、成績優秀者を「グラント・ゼコール予備学級」へ優先的に進学させ、グラント・ゼコールへの入学を促進させることが考えられている。

### 五、親の監督責任の明確化

多くの未成年が暴動に加わったことを問題視して、親の監督責任を明確化することも明らかにした。具体的には学校や自治体が、欠席がちな子供の親に対して「定期的に子供を通学させる」誓約書への署名を求めるもの。親が署名を拒否した場合や、誓約不履行の場合には罰金を科すほか、政府による家族手当の支給を凍結する方針である。

## 労使の反応

今回の暴動（郊外問題）と政府の対応を受け、労使はホームページ等を通じて意見を発表した。要約は以下の通り。

### 一、CGT（フランス労働総同盟）

社会的なるものと民主主義が緊急に求められている。今回の危機は移民の問題でも、若年者の問題でも、郊外の問題でもない。社会的な危機に直面している今、雇用、購買力、尊厳、差別

対策のための交渉が、より強く要請されるべきである。CGTは、これらの要求を行うために、全産業を巻き込んだ単一の全国的な行動をとることを決意するとともに、すべての組合運動員に訴える。直ちに、優先事項の一つとしての雇用に関連する社会的な危機に対し、対話と民主主義で応えなければならない。

### 二、CFDT（フランス民主労働同盟）

われわれは、若年者が職業訓練や雇用に向かうことができるように、大規模な調査援助計画を要求している。これは、特に今日、いかなる解決策も有していない者を対象とした計画である。我々は、国によって組織される全国的な所得に関する会議の開催を望んでいる。この会議は、フランス人の購買力に影響を与えるテーマについて扱うものであり、交通や住宅のコスト、経済組合の負担などの軽減について扱う。我々にとつてのその他の優先事項は、職業キャリアの形成を通じた労働者への援助である。失業した場合に、職業訓練や再就職のための援助保障がなされなければならない。

### 三、CGT-FO（フランス労働総同盟・労働者の力）

今回の一連の事件は排除、不信、不正といった一部の人々が蒙っている怒りを表している。歴代政府は、こうした排除の拡大、ゲッター化への偏流に対応できていなかった。FOにとつて緊急に必要なことは、社会的なレベルで行動すること、各人の生活条件および労働条件を改善すること、とりわけ特定の地域の若年者の排除などあら

ゆる差別と戦っていくこと、そしてゲッターを生み出すような都市政策について再考することである。職業訓練開始年齢を引き上げるだけでなく、若年者を受け入れるためのより多くの学校が必要である。フランスは多様性に富んだ国である。平等、博愛という共和国の原則を適用して、各人はフランスで自分の居場所を見つけることができなければならない。

#### 四、Medef（フランス企業運動）

秩序の回復が優先事項中の最優先事項である。今回の出来事の経済に対する影響は、非常に深刻である。フランスのイメージは大きく損なわれた。社会的問題と経済的問題は、固く結びついている。失業問題や郊外での危機（暴動）が示している「価値の崩壊」に対応するためには、政労使が共に「新たなフランスモデル」を検討する必要がある。また、雇用における需要と供給のより良いバランスの促進を目的として、雇用と資格取得との統合を担う機関である「全国職業監督機関」の創設を提案する。

#### 市民の受けとめ方

今回の暴動で、あらためて注目されたのが、不法移民取り締まりの強化策を打ち出してきたサルコジ内相<sup>(4)</sup>である。暴動の捜査で警察官が死傷した際、すぐに現場に駆けつけ一線の捜査官を激励するパフォーマンスで、警察や治安回復を期待する国民の支持を高めた。犯罪者を「浄化（掃除）する」など、わかりやすい言葉で国民に語り掛け、職務質問の徹底などを指示した。世論調査会社BVAが一月四日から

五日にかけて一八歳以上のフランス人九五四人を対象に実施した電話調査で、暴動に対するサルコジ内相の姿勢を支持すると答えたのは、五六%であった。こうした状況を、ある日本人留学生は「移民排斥を強調する内相に憎悪を抱く移民が存在する一方で、暴動に対して強硬姿勢を見せる内相への国民の支持も大きい。これは、移民対フランス人の対立の構図が、フランス社会に浮上したともいえるのではないかと述べている。

また、一月四日には、警察と若者の衝突が最も激しかったとされるパリ近郊のセーヌ・サン・ドニ県オーネ・ボワ市で、焼け焦げた車の残骸を背景に、「暴力反対、対話を！」と書かれた横断幕を掲げて二〇〇〇〜三〇〇〇人の人々がデモを行った。一月五日付のル・モンド紙では、「ここで起きたこと（若者の暴動）に対して、われわれは強い憤りを感じている」という北アフリカ出身の男性の声や、「ただでさえ貧しい地区なのに、今回起きたことのツケは結局私たちが払うことになるだけ。税金も上がるのではないかと心配する移民二世の女性の声などを紹介している。このように暴動に反対する声が、移民の中からあがっていることは興味深い。

一方、雇用連帯省人口・移民局のある法令担当者は、今回の暴動事件に関するJILPTからの問い合わせに対し、「今回の暴動は、局地的なものであり、観光客への被害も出ていない。パリの株式市場にも深刻な影響は出ておらず、暴動がフランスの経済成長に与える影響はほとんどない」とし、さ

らに「フランス国民の中に、貧困問題に苦しんでいる移民系の人がいることも事実であるが、メディアが悪い面を誇張する傾向があり、良い面を忘れがちであるということが問題である。今回の出来事に関与しているのは、普段から不法取引などをしてきた未成年であり、郊外の住民のごく一部にすぎない。大部分の人々は、フランス国民の中に少しでも早く溶け込むことを望んでおり、就職難や差別問題の被害者も郊外の住民のほんの一部にすぎないと強調した。

最後に、ル・モンド紙（一月五日付）に寄せられた社会学者アラン・トゥレーヌの意見を紹介する。「もちろん、雇用の改善と市民が築く近隣のネットワークの復興も重要である。しかし今回の暴動や社会崩壊の根深い原因は、フランス社会の自己像という、より一般的次元にあるといえる。我々フランス人は、国民としての生活におけるあらゆる部門——教育から社会福祉、警察や市当局など——において、フランス国民が自ら創り上げた「理想的なフランス人像」を再び問い直す必要がある。

今回の暴動によって表面化したさまざまな問題に、自由・平等・博愛のフランスがどのように対応していくのか注目したい。

#### 〔注〕

1. フランスにおける移民の定義は、「外国で生まれ、出生時にフランス国籍を持っていなかった人」である（国立統計経済研究所）。つまり、出生地と国籍の届出によって、移民か否かが決まるということになる。一九九九年の国勢調査によれば、フランス本国に居住

する移民は四三万人。これは、人口の七・四%にあたる。このうち一五六万人がフランス国籍を取得している。残りの二七五万人は国籍を取得しておらず、これにフランスで生まれた外国人五一人を加えると、フランス本国に居住する「外国人」は三二六万人ということになる。

2. 既に一九世紀後半から出生率が低下し始め、第一世界大戦以降、人口が著しく減少したフランスでは、大量の移民を受け入れていた。特に第二次世界大戦後の「栄光の三〇年」と呼ばれた経済成長期（一九四五〜七五年）には、安価な労働力が必要とされ、スペインやポルトガル、マダガスカル（特にアルジェリア）から大量の移民が集まり、炭坑や自動車工場の労働者として働き、フランスの経済成長を支えてきた。しかし、オイルショック後の七四年、経済不況や、外国人労働者の増加により新たに発生した社会・経済・政治的問題を理由に、就労を目的とした移民の受け入れ停止を決定した。以後、フランスの移民政策は「移民流入の抑制」と「正規滞在移民のフランス社会への統合」を柱としてすすめられた。なお、フランスの移民政策の流れについては、当機構Hd（[http://www.jil.go.jp/foreign/labor\\_system/2004\\_11/france\\_01.htm](http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2004_11/france_01.htm)）を参照されたい。

3. フランスの高等教育機関。主に官界・産業界のリーダーなどの養成を目的とする。フランスの学校制度については、当機構HP（[http://www.jil.go.jp/foreign/labor\\_system/2004\\_6/france\\_01.htm](http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2004_6/france_01.htm)）を参照されたい。

4. 与党UMP（右派）の党首も務め、二〇〇七年の大統領選への出馬を目指しているといわれる。

（国際研究部 町田敦子）

# 海外労働事情

## アメリカ

### 「ウォールマート法案」 メリーランド州で可決

二〇〇六年一月二日、メリーランド州議会は、大企業に対し一定の医療費負担(注1)を義務づける法案を全米で初めて可決した。新法は、州内の一万人以上の従業員を雇用する企業に対し、賃金総額の八%以上の医療費負担を義務づけるものだ。同州内の該当する大企業四社のうち、医療費を八%未満しか負担していないのはウォールマートのみ。この法案は議会で「ウォールマート法案」とよばれ、実質上、同社の医療費負担の拡大をねらったものとされる。

#### ウォールマートの医療費負担

〇三年にAFL・CIO(米労働総同盟・産別会議)が独自に行った調査によると、ウォールマートの従業員のうち、会社が医療保険を提供するのは半数以下であった。また同じ調査で、データの入手が可能だった一三州のうち一二州において、同社の従業員は他社に比べ、公的医療保険に依存する傾向にあることが明らかになった。

ウォールマートは一月二日にコメントを発表し、メリーラン



#### 医療費高騰と企業・組合の取り組み

ド州には医療保険の未加入者が七八万人いるが、そのうちウォールマート従業員の占める割合は〇・五%未満に過ぎないと主張。従業員の医療保険を適正に負担しているとして、メリーランド州議会や、法案の可決を後押しした労働組合の動きを批判した。ちなみに、メリーランド州知事は反組合の共和党に所属し、〇五年五月には同法案に対し拒否権を発動した。しかし上下院とも組合と協力関係にある民主党が多数を占めるメリーランド州議会は、拒否権を覆して法案を可決した。法案が可決に至った背景には、AFL・CIOメリーランド州支部による強力な働きかけがあった。

一月一九日付日本経済新聞に

よると、アメリカでは企業が負担する医療費が高騰しているため、会社側は医療費負担を従業員に転嫁する傾向があるとされる(注2)。組合側はこれに対する反発を強めており、AFL・CIOは全米の三〇以上の州で「医療費の公正負担」運動を展開中である。

AFL・CIOのメリーランド州支部を例にとると、ウォールマート法案の可決に賛同しない議員については、支持の取り下げを明言するなど、支部をあげて同法案成立に向けた活動を推進していた。AFL・CIOはメリーランド州を成功例として運動を全国的に展開し、他の州でも同様の法案を成立させたいと考えた。

[注]

1. 医療費が高いアメリカでは、医療保険への加入は必須だが、医療費は例外(高齢者および障害者に対するメディケアおよび低所得者に対する公的扶助であるメディケイド)をのぞき、公的にはカバーされない。よって従業員は、企業が福利厚生の一環として医療保険を提供していればそれに加入することができるが、それに加えて個人で保険に加入するしかない。ちなみに大企業では会社が一定の医療費を負担して従業員に医療保険を提供することが多い。
2. 大手自動車メーカー、GMとフォードは年間の医療費負担がそれぞれ五六億、三五億にのぼる。両社とも昨年全米自動車労組(UAW)から医療費負担軽減について合意を取りつけている。

(国際研究部 吉原夕紀子)

## タイ

### 地方分権法の改正案に、 全国の教職員が反対デモ

一九九九年に制定された地方分権法(the Power Decentralization Act)の改正案をめぐり、全国の公立学校教職員が反対し、昨年一月二十九日と二月七日に、バンコクで大規模なデモが行われた。

#### 改正案に教職員が猛反発

改正案は九九年からこれまで、与党タイ愛国党の代表と全国の教職員代表委員会との間で内容の検討を重ねてきたもの。現行の地方分権法では、公立学校の運営権は中央政府である教育省に所属するとしている。今回の改正案では、現在教育省に所属している公立学校の教職員を地方行政組織に異動させることになる。これには一〇年間の移行段階を設けているうえ、あくまで職員の「自主的な人事異動」であるとしている。しかしこの制度改正にともない、現行の人事異動システムが大幅に変更されるため、教職員から猛烈な反発を受けている。

#### あいつぐ反対デモ

改正案に不満を持つ教職員ら

は、〇五年一月から政府(タイ愛国党)と協議を重ねてきたが、交渉は難航。そのため、一月二日にはプラチンプリ県の教職員約四〇〇〇人が、全国規模での改正案反対デモを実施すると宣言した。一月二十九日は、二万人以上の教職員らが全国からバスで集結し、教育省前の道路を封鎖、「人事異動なし、地方行政への移管なし」を訴えた。

さらに二月七日には、首相官邸前に約五万人の教職員が集結し、「自主的な人事異動」という項目の削除を要求した。教職員らは、「今回の改正は地方政府が公立学校の運営権を持ちたいがための改正であり、教職員の権利についてはなんら考慮されていない」と批判。この改正案は「改悪」案であるとし、再検討を求めている。

(国際研究部)

## スウェーデン

### 堅調な経済成長が雇用増を後押し

スウェーデン労働市場庁(A MS)は一月六日、二〇〇六年の労働市場予測を発表した。最近のスウェーデン経済は、貿易産業の好調が国内需要に引き継がれ、〇四年第4四半期以降、好成長が持続している。〇六年の経済見通しも良好で、民間消

# 海外労働事情

費の増加が予想されている。公的支出が顕著に増加し、地方府に対する財政補助も拡充。労

## スウェーデン労働市場の状況

	結果				予測	
	2001	2002	2003	2004	2005	2006
労働力人口(千人)	4,414	4,421	4,451	4,459	4,520	4,552
就業者数(千人)	4,239	4,244	4,234	4,213	4,248	4,314
失業者数(千人)	175	176	217	246	272	238
失業率(%)	4.0	4.0	4.9	5.5	6.0	5.2
労働市場政策プログラム参加者数(千人)	112	117	92	107	123	162
労働市場政策プログラム参加率(%)	2.5	2.6	2.1	2.4	2.7	3.6
不均衡率(失業率+労働市場政策プログラム参加率)(%)	6.5	6.6	6.9	7.9	8.7	8.8

※労働力人口、就業者、失業者の2005年および2006年の数字は、労働力調査の方法が変更となったため、それ以前の年の数字とは比較できない。  
出所：スウェーデン労働市場庁（AMS）

働市場の見通しは明るく、雇用の増加、家計所得の増大が期待できる。こうしたことから、○六年のGDP成長率は三・三%と良好な結果が見込まれている。

### 雇用増の大部分が非典型の見通し

スウェーデンでは近年、民間部門の労働力不足が問題となりつつあり、とりわけ建設業の大部分と民間サービス部門の一部で不足感が顕著となっている。AMSが実施した民間企業のインタビュー調査結果によると、企業の○六年の採用計画は非常に積極的であり、AMSは今年六万五〇〇〇人の雇用増を予測する。

しかし、その大部分が臨時スタッフで、正規雇用は微増に留まる見込み。賃上げもあまり期待できず、○六年の賃金上昇率は三・六%程度と見られている。

### 失業率は大幅改善の予測

一方、AMSは、雇用の増加により、○六年の失業率が○五年の六・〇%から五・二%に低下すると予測する（失業者数は二三万八〇〇〇人）。失業者と労働市場政策プログラム参加者（職業訓練や職業教育）を合計した、いわゆる「不均衡数値」は○六年に五〇〇〇〇人増加し、

不均衡率は○五年の八・七%から八・八%に上昇する。

### 労働市場政策プログラムの拡充も

労働市場で困難な状況にある、大卒の長期失業者、低学歴の若者・女性や非北欧諸国市民、障害者などは、失業して労働市場政策プログラムに参加したのち、短期間の時間給雇用を経てふたたび失業するといった悪循環に陥っている人が少なくない。

このため、政府は○六年に労働市場政策プログラムを拡充。月平均で○五年より約四万人多い一六万人の参加者を見込んでいる。また、長期失業の学卒資格者のための職場実習、低学歴の若者のための研修制度や訓練代替ポストなどの新たなプログラムを実施する。

### 企業取締役会への女性の登用割合を義務つける法律案

スウェーデン政府は、ジェンダー政策目標の一つとして、権力への男女の均等なアクセスを掲げている。意思決定機関の代表への男女の均等な参加は民主主義の中核であり、社会のすべ

の領域において保証されなければならぬとしている。

### 女性の登用進む公的部門

公的部門においては、政府は継続的に、中央政府機関や国有企業の評議委員会等における男女の均等代表の促進に取り組んできた。このため、委員会等代表の女性比率は、一九八八年の三%から二〇〇〇年には三二%に上昇した。政府機関および中央政府の上級管理職に占める女性の数も増加している。

### 企業取締役会でも女性比率が上昇

政府はまた、ジェンダー均衡の不平等を是正するための方策を開発・実施するため、民間部門とも持続的な対話を行ってきた。政府は手始めに、かつて取締役会に占める女性の割合を二五%以上にするよう強制しようとした。この警告によって、企業の取締役会は適任の女性探しに着手した可能性が高く、この三年間に女性取締役の割合が六%から一六%に上昇した。そのためこの問題は一時沈静化したように見えた。

### 政府のさらなる女性登用案

しかし最近、ふたたびこの問題に注目が集まり、政府は今年

六月までに、一定規模以上の企業に対し、取締役会のジェンダー比率を男女ともに少なくとも四〇%以上とするよう義務づける法案を作成しようとしている。従業員一〇〇人以上の企業、六〇〇〜七〇〇社が対象として言及されている（もし企業規模の制限を設けないとすると、約一〇〇〇社）。目標（女性役員比率）達成には、多少の経過措置（最長五年の猶予期間が有力）が講じられそうだ。

### 経営側は自営権に反すると反発

スウェーデン企業連盟（SN）は、女性役員の割り当てに強く反発。この問題に関して公式に協議することにさえ反対している。SNは、割り当て制は民間の所有権の原則や経営者が自社の経営を行う権利に完全に反していると主張する。

【参考】当機構委託調査員レポート、スウェーデン政府ホームページ  
（国際研究部 大島秀之）